供給約款等以外の供給条件の認可について

関東経済産業局長から、第一エネルギー設備株式会社(法人番号 3030001064286)、ENEOSグローブエナジー株式会社(法人番号 4010001108754)、株式会社JOMOプロ関東(法人番号6070001004566)、株 式会社イナセ(法人番号1030001042302)、株式会社エネアーク関東(法人番号 9010001098743) 、株式会社クレックス(法人番号9040001001927)、共栄クリ ーンガス株式会社(法人番号7030001070792)、金谷ガス株式会社(法人番号 5030001056315)、有限会社孝栄プロパン(法人番号4030002061174)、小池プ ロパンガス株式会社(法人番号7010601055823)、昭和ガス株式会社(法人番号 2030001046517)、東上ガス株式会社(法人番号7030001045415)、武蔵野瓦斯 株式会社(法人番号5030001026664)による供給約款等以外の供給条件の認可申 請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定 によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正前のガス 事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気 事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る 審査基準等」(20170329資第5号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基 準」といいます。)における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会とし て検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、 別紙のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

公印省略20250918関東第26号令和7年9月24日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

供給約款等以外の供給条件の認可について(回答)

令和7年9月17日付け20250903関東第42号により貴職から当委員会に意見を求められた供給約款等以外の供給条件の認可の申請については、認可することに異存はありません。